

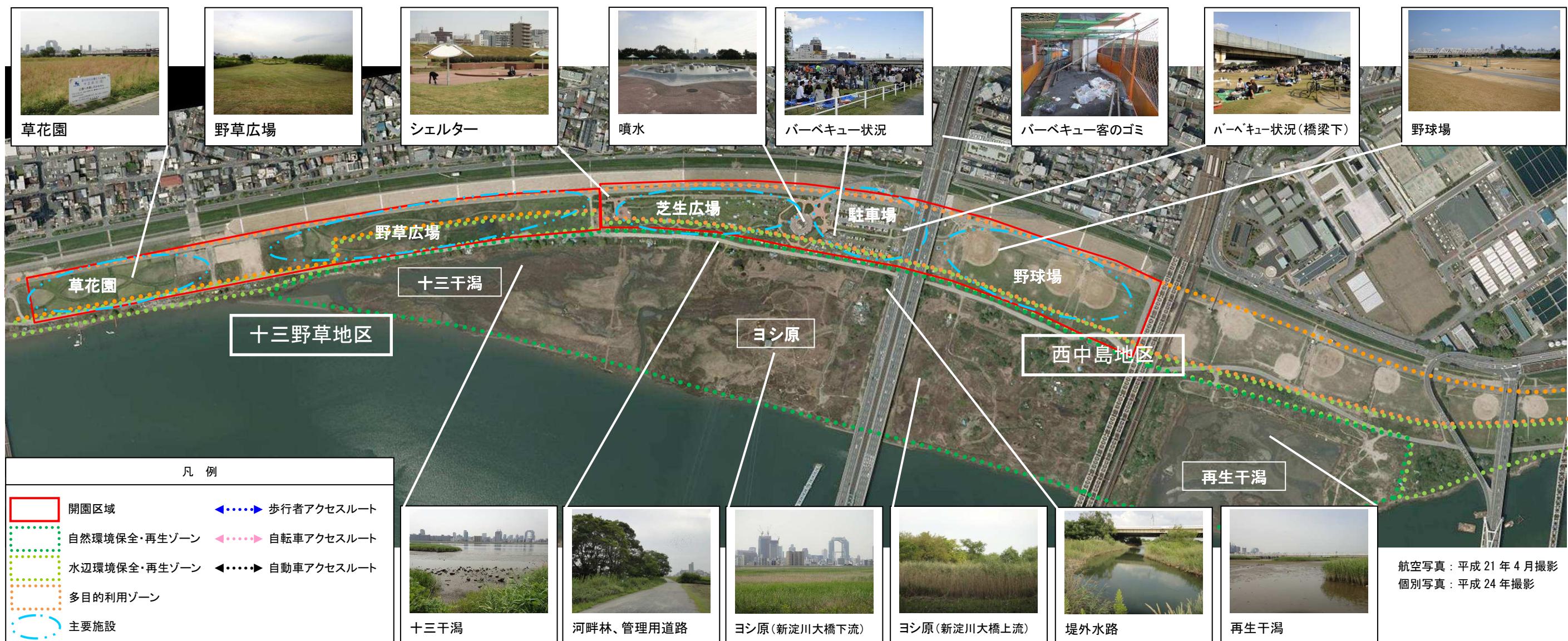
淀川河川公園 西中島・十三野草地区 公園整備計画

平成 25 年 3 月

近畿地方整備局 淀川河川事務所

■ 1. 西中島・十三野草地区の現況

年間利用者数と主な公園施設		各視点からの現況					
	年間利用者	主な公園施設	ゾーニング計画の実現	魅 力	快適性	つながりの改善	
西中島地区	平成 23 年度年間利用者数 467,057 人 (野球場 28,847 人) ※()は内数	・野球場:3 面 ・駐車場:130 台(常設) 40 台(臨時) ・管理所:1 箇所 ・トイレ:6 基(うち身障者用 1 基) ・バーベキューエリア	西中島地区 現況	・現在の供用区域の大部分が「多目的利用ゾーン」となっている。 ・供用区域の水面側の帯状のエリアが「水辺環境保全・再生ゾーン」になっており、駐車場・野球場の一部が含まれている。 ・地区の河川側にヨシ原が広がり「自然環境保全・再生ゾーン」になっている。	・利用者数が下流域では最大であり、年間約47万人に利用されている。 ・バーベキューエリアが指定されている。 ・公園の河川側に大面積のヨシ原が存在する。	・駐車場周辺や野球場等の周辺に 6箇所のトイレが用意されている。 ・園内にシェルターが設置されている。 ・バーベキューエリアの利用者のゴミの不法投棄や野犬の存在が確認されている。	・上下流方向には緊急用河川敷道路を通じて移動は容易である。 ・堤防道路は歩行者・自転車のみ通行できる。 ・横断方向は階段での移動が中心でパリアフリーには未対応である。 ・公共交通では、徒歩圏内に地下鉄西中島南方駅や阪急南方等がある。
十三野草地区	平成 23 年度年間利用者数 104,812 人	・草花園、野草広場、池	十三野草地区 現況	・「多目的利用ゾーン」と「水辺環境保全・再生ゾーン」から構成されている。 ・十三干潟は「自然環境保全・再生ゾーン」になっている。	・草花園が下流側にある。 ・公園の河川側に淀川で最大の干潟が存在する。	・都会のビル群と淀川の水面、野草の緑が織り成す独特の景観が楽しめる。	・堤内地側の周辺地域からのアクセスは階段のみである。



■ 2. 西中島・十三野草地区の整備方針

淀川河川公園基本計画に基づき、地区特性を踏まえ、西中島・十三野草地区の整備方針を以下のように設定します。

淀川河川公園の整備方針（基本計画）

（1）ゾーニング計画を新たに定める

- 基本計画における地区区分計画を改め、淀川の自然環境が縦断及び横断方向に連続するようなゾーニング計画を新たに定める

（2）淀川の自然環境の保全・再生を図る

- 自然環境の連続性に留意しながら、自然環境のネットワーク及び淀川の特徴ある水辺の景観を保全・再生する
- 干潟や砂州、ヨシ原、ワンド、たまり等の水陸移行帯や淀川固有の生物が生息・生育できる場を保全・再生する

（3）淀川らしい利用ができるようにする

①淀川の自然環境と利用との調和を図る

社会動向の変化、周辺の都市の状況、地域住民・利用者のニーズや意見を踏まえ、地区ごとの特性を考慮しながら淀川の自然環境と利用との調和を図る

②淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場をつくる

地区ごとの特性を活かし、水辺での水遊びや自然観察、原っぱでの遊びや運動、休憩、散歩など様々な形で淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場をつくる

③淀川全体をつなぐ・まちと淀川をつなぐ

散策やジョギング、サイクリングなどが行えるよう、淀川全体をつなぐとともに、周辺地域と淀川にまつわる歴史・文化資源の散策・周遊等のルート設定や、広域避難地としての役割など、まちと淀川をつなぐ取り組みを行う

④淀川の水辺の景観を楽しめる場をつくる

水辺越しに見える都心部の眺望景観、北摂連山や天王山、男山、生駒山地などの山なみと一体的な景観との調和を図り、水辺の景観を楽しめる場をつくる

（4）淀川にまつわる歴史・文化資源を活かす

- 渡しや舟運、旧毛馬閘門・洗堰や川港跡、樋跡、三川合流部などの保存や展示、言い伝えを後世に伝えるなど、淀川にまつわる歴史・文化的資源を活かす

西中島・十三野草地区の特性

- 淀川下流域で最大規模の干潟やヨシ原などの豊かな自然環境が存在する
- 大阪の都心にあり最寄り駅から近く、休日はバーベキュー利用者等で賑わっている
- 上游側には野球場、下流側には草花園が存在している
- アクセス性の良さから干潟やバーベキューエリアの過剰利用が見られる

西中島・十三野草地区の整備方針

◇干潟やヨシ原の自然環境を保全・維持します

- 干潟やヨシ原の自然環境を保全・維持します。
- 河川敷の広場と、干潟やヨシ原群落との間に緩衝帯を設け、生物生息環境に配慮した河畔林の管理や草地の回復を図ります。
- 十三干潟の過剰利用の抑制など、干潟の自然環境の保全を図ります

◇多目的に利用できる広場を確保します

- 西中島地区の運動施設や十三野草地区の草花園の見直しを行い、特定の目的にしか利用できない施設から、多目的に利用できる広場への転換を図ります。

◇バーベキュー利用の適正化を図ります

- ピーク時に利用過剰となるバーベキューエリアの範囲の見直しなど、西中島地区的バーベキュー利用の適正化を図ります。

■ 3. 西中島地区の整備・維持管理計画



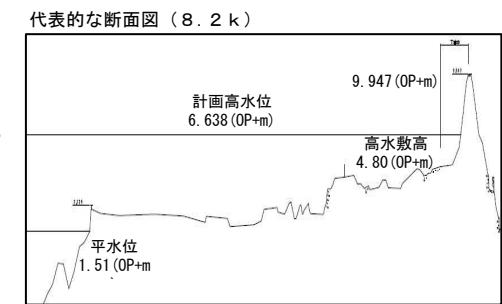
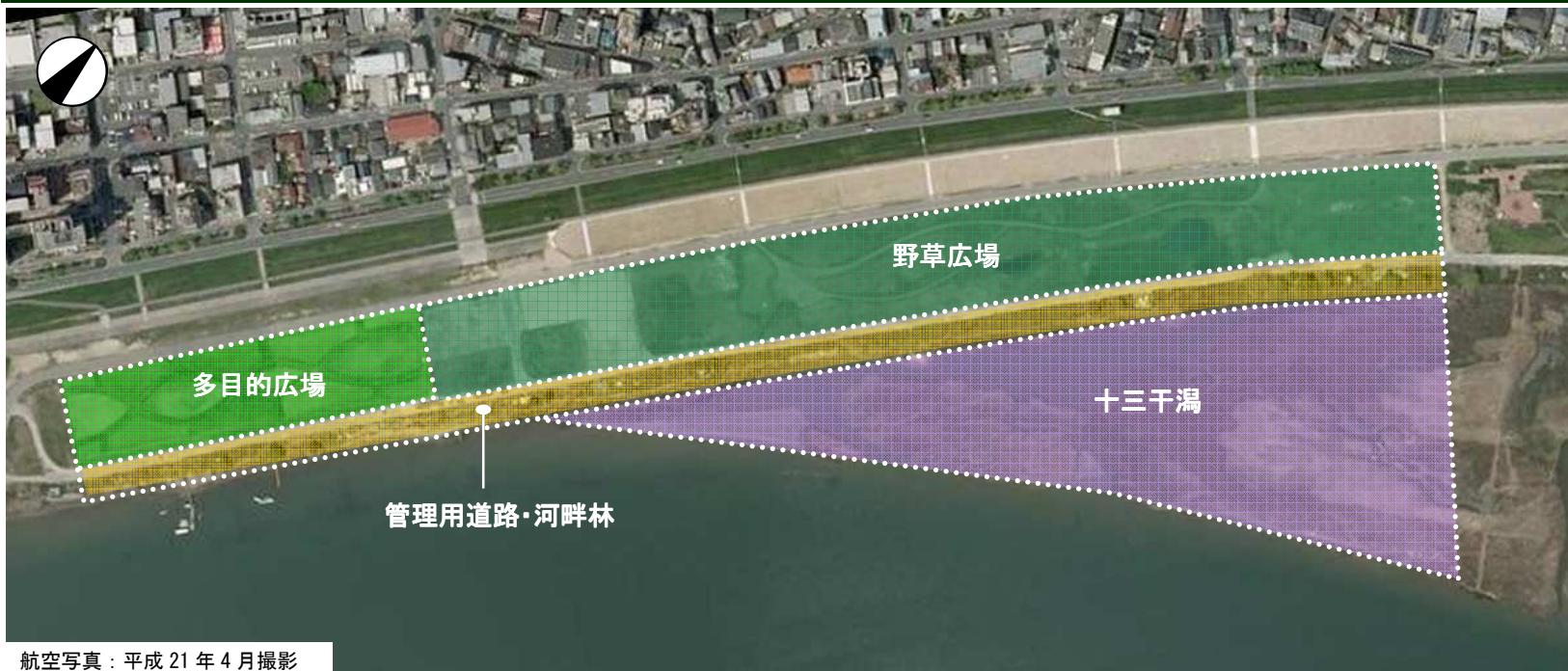
	ゾーン	現状及び課題	今後の整備・維持管理の方向性	短期的実施項目（注 1）	中期的実施項目（注 2）
1	多目的広場・バーベキューエリア	・噴水が設置されているが、ポンプが故障したまま機能していない ・春期や秋期の休日はバーベキュー利用者が多く、バーベキュー指定区域に収まらないため、橋梁下部など公園区域外でバーベキューが行われ、指定区域外での火気使用、ゴミの不法投棄等の弊害が起きている	・水景施設の廃止 ・バーベキュー利用の適正化	・噴水施設の撤去 ・バーベキューエリアの範囲の見直し、予約制、ゴミ処理費用の有料化等の試行 ・高木の植栽(数本) ・公園の概要を説明する情報板の設置	・試行結果にもとづくバーベキューエリアの運営
2	野球場	・利用目的が野球に限定されている。野球利用は、休日は一定の利用があるが、平日の利用率は低い	・野球専用のグラウンドから、多目的な利用ができる広場への転換	・地域社会や公園利用者等関係者との合意形成に向けた対話の開始	・野球場の縮小または廃止、多目的広場への転換
3	管理用道路・河畔林	・管理用道路の表面は固く締め固められ、砂利で舗装されている ・ヤナギ等の高木の河畔林が繁茂している ・河畔林の中にホームレスが居住している	・草地の回復 ・野鳥の生息環境としての機能に配慮しながら河畔林を伐採する順応的管理の実施	・管理用道路の表層土の改良による草地の復元 ・河畔林(高木)の選択的伐採による順応的管理の試行	・管理用道路の幅員の縮小 ・河畔林の順応的管理手法の確立
4	堤外水路	・水路の上流側で水深が浅い箇所で通水性が阻害され、水が激んでいる ・堤外水路の通水性の改善	・水路の通水性確保による水質の改善	・堤外水路上流端部の掘削	—
5	ヨシ原	・新淀川大橋の上流側では、干陸化の進行によりヨシ原が縮小し、ヤナギ、ナンキンハゼ等の中高木が増えつつある ・新淀川大橋の下流側では、踏み分け道を中心に干陸化、外来植生の侵入が見られる	・ヨシ原環境の保全・維持	・外来種の選択的な伐採 ・公園利用者へのヨシ原の環境的な価値についての情報提供	—
6	干潟	・干潟はシギやチドリの餌場、休息場となっている	・干潟環境の保全・維持	・干潟周辺区域の利用ルールの検討、周知(野鳥の生息環境の保全のための立入自粛等)	・干陸化の抑制

注 1) 短期的実施項目には、およそ 5 年程度を目途として、整備・再整備、維持管理の実施が見込まれる内容について記載しています。

注 2) 中期的実施項目には、各ゾーンの将来像の達成に向けて、事業実施の方向性の確定または事業予算が確保でき次第取り組むことが望ましい内容について記載しています。

注 3) 今後の地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となることがあります。

■ 4. 十三野草地区の整備・維持管理計画



	ゾーン	現状及び課題	今後の整備・維持管理の方向性	短期的実施項目（注1）	中期的実施項目（注2）
1	多目的広場	・草花園としてコスモス等の鑑賞用植物が栽培されている	・多様な人々による多様な利用ができる空間への転換	・草花園の廃止(U字溝の撤去等) ・草花園跡地の多目的広場化 ・公園の概要を説明する情報板の設置	・必要に応じ、多目的広場の利用ルールの検討
2	野草広場	・セイタカヨシやセイタカアワダチソウ等の高茎草が繁茂している個所と、草丈が短く刈り取られた草地がある ・外来種が繁茂している	・オギやススキなどの植生の維持	・外来種の選択的な伐採 ・草刈りの頻度、時期、草丈等を変えた植生管理の試行	・自然環境と安全な利用をバランスさせる草地の管理方法の確立
3	管理用道路・河畔林	・管理用道路の表面は固く締め固められ、砂利で舗装されている ・ヤナギ等の高木の河畔林が繁茂している ・河畔林の中にホームレスが居住している	・草地の回復	・管理用道路の表層土の改良による草地の復元 ・河畔林(高木)の選択的伐採による順応的管理の試行	・管理用道路の幅員の縮小 ・河畔林の順応的管理手法の確立
4	十三干潟	・干潟はシギやチドリの餌場、休息場となっている ・一般市民や業者によるシジミ採りが行われ、過剰利用による環境悪化が懸念される	・干潟環境の保全・維持	・潮干狩りによる干潟の過剰利用の抑制(干潟の利用ルールづくり等)	・干陸化の抑制

注1) 短期的実施項目には、およそ5年程度を目途として、整備・再整備、維持管理の実施が見込まれる内容について記載しています。

注2) 中期的実施項目には、各ゾーンの将来像の達成に向けて、事業実施の方向性の確定または事業予算が確保でき次第取り組むことが望ましい内容について記載しています。

注3) 今後の地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となることがあります。